員外利用規制

員外利用が認められる事由の見直しに関する考え方

- 今回の見直しにおいて、組合のガバナンス機能の強化を図ることとしており、組合の行う他の事業運営に支障を 来さないかといった中小小売業者の事業活動への影響と関係しない事項については、基本的に組合の判断に委ね ることが可能であると考えられる。
- このため、員外利用規制の見直しに当たっては、現行の員外利用の禁止・許可制度(員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度)は引き続き維持するが、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがないと認めるものについては許可を不要とし、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあるものについて、引き続き、許可に係らしめることとする。
 - ※生協法においては、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは 員外利用の許可をしてはならないものとされている。

許可なし

中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすお それがないと考えられるもの



- ・自賠責共済(制限なし)
- ・災害時の緊急物資の提供(制限なし)
- ・専売品等の提供(制限なし)
- ・体育施設、教養文化施設の利用(制限なし(※))
- ・行政の委託事業(制限なし)
- •医療・福祉事業(100分の100)
- 母体企業、大学による利用(100分の20) 等

許可あり

中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすお それがあると考えられるもの



- ・山間へき地(100分の20)
- ·保育所等への食材提供(100分の20)
- ・生協間の物資提供(100分の20)

等

(注)括弧内は考えられる員外利用限度。なお、※については、中協法において無制限とされている。

医療・福祉事業の 非営利性の強化

医療・福祉事業を実施する生協の非営利性の強化について

ご議論を踏まえての検討

○ 貸借対照表まで区分することは、実務上困難ではないか。

〇生協は、医療事業や社会福祉事業を本体事業として行う医療法人や社会福祉法人と異なり、その性格上、事業の内容が多岐にわたる場合もあり、その点も踏まえる必要がある。

〇例えば、介護福祉事業を行うに当たり、購買生協の施設の一部を使って実施している場合もあり、またその事業が一時的なものとなることも考えられ、こうした事業一つ一つについてまで貸借対照表を区分して作成することは実務上困難。

〇特に、残余財産の帰属先を限定するとした場合には、資産の区分を行う必要があるが、上記を踏まえれば難 しいのではないか。

対応案

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を強化するために、以下の措置を講じてはどうか。

- 対象となる事業を医療・福祉ごとに区分して経理(分離勘定)することとし、対象となる事業以外の事業への資金移動は行わないこととする(対象となる事業以外の事業からこれらの事業への資金移動は制限しないこととする)
- 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する